

公示送達書

一宮市告示第 348 号
令和 7 年 7 月 17 日

一宮市長 中野 正康

地方税法第 20 条の 2 及び一宮市市税条例第 18 条の規定に基づき、次の書類を公示送達します。なお、送達すべき書類は一宮市役所財務部納税課に保管してありますから、申出により該当者に交付します。

送達する書類名		差押調書（謄本）、配当計算書（謄本）	
送達を受けるべき者	住（居）所		氏 名
	静岡県三島市一番町 15 番 32 号 芹澤ビル 5 階 B 号		株式会社 オールアウト

地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。